

○きりゅう市議会だよりに掲載する広告の取扱いに関する要綱

(令和3年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、きりゅう市議会だよりに掲載する広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載)

第2条 広告は、市議会情報の提供の妨げにならない範囲で、掲載を行うものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 掲載する広告の位置は、きりゅう市議会だより最終ページ(裏表紙)の最下段とする。ただし、編集上の都合により掲載位置を変更することがある。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の規格及び1回の掲載料は、次のとおりとする。

枠の大きさ	刷り色	1回の掲載料 (消費税及び地方消費税込み)	1発行あたりの 掲載枠
縦4.5センチメートル、 横17.8センチメートル	4色	41,800円	1枠まで

(掲載できる広告)

第5条 掲載できる広告は、事業所、商店、公共的団体等の広告で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市議会の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に掲げる営業に該当するもの
- (3) 国内の法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に該当するもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 悪質商法その他大きな社会問題となっているもの
- (7) 青少年の健全育成に反するもの
- (8) 誇大表示若しくは不当表示又は表現方法等が不適切なもの
- (9) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- (10) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (11) その他きりゅう市議会だよりに掲載することが不相当と認めるもの

(掲載の順位)

第6条 広告掲載は、原則として申込み順とする。

(掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、「きりゅう市議会だより」広告掲載申込書(様式第1号)に広告の原稿を添えて議長に申し込むものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第8条 議長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに関わる広告が第5条各号のいずれにも該当しないかどうか審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 議長は、前項の広告掲載の可否を決定したときは、「きりゅう市議会だより」広告掲載決定通知書(様式第2号)で、申込みを行った者に通知するものとする。

3 第1項の決定には、条件を付することができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、市長の指定する期日までに、一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成は、広告主の負担とする。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は次の各号いずれかに変更があった場合は、「きりゅう市議会だより」広告掲載申込者変更届(様式第3号)により、速やかに議長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者
- (3) 住所(所在地)
- (4) 電話番号
- (5) その他議長が必要と認める事項

(広告掲載の取消し)

第12条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定された日までに広告原稿等を提出しないとき。
- (2) 広告主が指定された日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (3) その他議長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 前項の規定により、広告主に損害が生じても市議会及び市は賠償の責任を負わない。

(広告掲載料の還付)

第13条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、きりゅう市議会だよりに掲載する広告の取扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

「きりゅう市議会だより」広告掲載申込書  
[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

「きりゅう市議会だより」広告掲載決定通知書  
[別紙参照]

様式第3号(第11条関係)

「きりゅう市議会だより」広告掲載申込者変更届  
[別紙参照]